

議案第 5 7 号

宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例等の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例等の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和 8 年 9 月 1 5 日提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第 号

宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例等の一部を改正する条例

(宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正)

第1条 宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定
める条例（平成26年宇治市条例第29号）の一部を次のように
改正する。

第13条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項にお
いて準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児
童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者によ
る児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和
6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等
をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象
性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、
児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者
のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用
乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4
条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措
置を講じなければならない。

第29条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師（
以下「看護師等」という。）」に改め、同条に次の2項を加える
。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規
模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴
覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）
の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院におい
て、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課

程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。))を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たつて、当該小規模保育事業所A型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。))による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たつて、当該小規模保育事業所B型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。))による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第44条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年宇治市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第2項前段中「、当分の間」を「、令和10年3月31日

までの間」に、「規定」を「規定（満３歳以上満４歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」に改め、同項後段中「規定」を「規定（満３歳以上満４歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」に改め、附則に次の１項を加える。

- ３ 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第２９条第２項、第３１条第２項、第４４条第２項及び第４７条第２項の規定（満４歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の第２９条第２項、第３１条第２項、第４４条第２項及び第４７条第２項の規定（満４歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１条中宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第１３条の改正規定は令和８年１２月２５日から施行する。

（提案理由）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。